

通 報

各 位

大ト協 第46号
令和5年5月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才 助

令和5年度 大型用トルク・レンチならびに トルクセッター型インパクト・レンチ導入にかかる助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

昨今、大型車の車輪脱輪による事故が発生しており、日頃からボルトナットの劣化やゆるみに注視し、確実な締め付け作業等、適切な事前点検に取り組み、事故を未然に防ぐ事がトラック運送業界においても急務となっております。それに伴い当協会では大型車用トルク・レンチならびにトルクセッター型インパクト・レンチの導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間

令和5年4月3日（月）～ 令和6年2月29日（木）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成対象装置

シグナル式トルクレンチ、トルクセッター型インパクト・レンチの内「600N・m」以上の締め付け能力を有するもの。（2人作業用の大型トルクレンチなどは対象外）

※ 型式は問いません。

3. 助成額・上限台数

1台あたり機器本体価格（税抜き）の1/2、かつ上限5万円まで

1事業者あたりの上限台数は、車両総重量8t以上の事業用トラックを保有する事業所につき1台を上限とする。

4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・和泉・なにわ・堺）であること。（自家用車、軽自動車は除く）
- 国の補助金が交付された（交付申請を行なう）機器については重複助成いたしません
- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。
- 令和5年4月1日以降に購入・支払いをした装置を助成対象とします。

5. 必要書類

- ① 令和5年度 トルク・レンチ導入促進助成金交付申請書（様式1）
- ② 請求書の写し
※必ず購入装置の税抜き取得価格が明記されたもの。
※購入の場合、領収書と金額が一致すること。（請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）
※標準価格ではなく取得価格が分かるもの
- ③ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）
 - ・**購入の場合は領収書の写し等**
領収日が令和5年4月1日以降のもの。（手形の場合は手形決済日が、令和6年3月末までのもの）※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい
- ※通帳のコピーは不可
- ※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。（助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可）
- ④ 自動車検査証記録事項の写し（車両総重量8 t以上の車両1台分）
※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。
- ⑤ 導入機器が600N・m以上の締め付け能力を有することを示す挙証書類
カタログ・取扱説明書等のコピーを提出してください。締め付け能力の記載がない場合は、販売会社へ問い合わせてください。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、
必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**してください。

6. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4036

7. 注意事項

- 助成申請は、装置の導入完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。